

個人住民税(市民税・県民税・森林環境税)

税額通知をお送りします

☎市税課(☎21-1136)

- 毎年6月に、前年中の所得を基に計算した「住民税額」を通知しています。

原則、その年の1月1日現在の住所地で課税されます。

令和8年度 個人住民税

① 均等割・森林環境税

 - ・市民税 3000円
 - ・県民税 1400円
 - ・森林環境税 1000円

県民税には、森林^{もり}づくり県民税(400円)・令和12年度までが加算されています。令和6年度から森林環境税(国税)も均等割と併せて徴収しています。
- ② 所得割**

 - ・市民税6%
 - ・県民税4%

不動産や株式の譲渡所得など、ほかの所得と分離して税金を計算する所得は、所得割税率が異なります。

住民税・森林環境税が課税されない方

 - ・障がい者、未成年者(18歳未満)、寡婦またはひとり親に該当し、合計所得金額が135万円以下の方
 - ・扶養している人がいない場合、合計所得金額が38万円以下の方
- 扶養している人がいる場合、合計所得金額が28万円×(1+扶養の人数)+26万8千円以下の方

納付の方法

① 給与からの特別徴収

6月から翌年5月まで、毎月の給与から勤務先の事業主が引き去り、納付します。

② 年金からの特別徴収

4月1日時点で、65歳以上の年金受給者の方で、前年中の公的年金所得に係る住民税額を公的年金から引き去り、年金保険者が納付します。

③ 普通徴収(自分で納付)

納付書または口座振替で、原則、年4回、自分で納付します。

お勤めの方は確認を

自宅へ納税通知書(納付書または口座振替通知書)が郵送された方

毎月給与収入がある方で、給与からの特別徴収を希望する方は、お勤め先(事業主)へご相談ください。

保護司の活動を紹介します

7月1日(水)は更生保護の日

☎福祉課(☎21-1215)



- 地域の安全・安心を守る 「更生保護」**
- 更生保護とは、罪を償い、社会の一員として再出発しようとする人を指導・援助することで、立ち直りを支える取り組みです。犯罪や非行の再発を防止、地域の安全・安心を守っています。更生保護に取り組む人たちの中に「保護司」がいます。
- 市内で35人の保護司が活動中**
- 保護司とは、法務大臣から委嘱された無給の民間ボランティアです。市内では4月1日現在で35人の保護司が、主に次の活動を行っています。
- ・犯罪や非行予防のための「社会を明るくする運動」などの地域活動
 - ・立ち直りのための保護観察や生活環境の調整
- 掛川市地区保護司会では、「保護司活動インターンシップ」を募集しています。犯罪予防活動や研修などを体験し、保護司活動に理解と関心を持っていただく制度です。犯罪予防活動に関心のある方の参加をお待ちしています。
- 社会を明るくするためにできることから**
- 「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行のない地域をつくるために、一人ひとりが「自分なら何ができるか」を考え、「できることから始める」きっかけをつくることを目指しています。
- 「社会を明るくする運動」イベント**
- 掛川城イエローライトアップ**
- とき**
7月1日(水)～15日(水)の期間
- とき**
7月12日(日)
午後6時30分～
- ところ**
美惑ホール(亀の甲)
- 市民の皆さん、夜のひとときを生演奏でお楽しみください。(申込不要・入場無料)